

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 12 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 基幹統計調査の承認	1
国民生活基礎調査	2
貸金構造基本統計調査	6
法人・土地建物基本調査	8
2 一般統計調査の承認	10
3 届出統計調査に係る届出の受理	
(1) 新規	12
(2) 変更	13

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H29. 12. 13	国民生活基礎調査	厚生労働省政策統括官付 参事官付世帯統計室
H29. 12. 20	賃金構造基本統計調査	厚生労働省政策統括官付 参事官付賃金福祉統計室
H29. 12. 27	法人土地・建物基本調査	国土交通省 土地・建設産業局企画課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	国民生活基礎調査
承認年月日	平成29年12月13日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室
目的	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。
沿革	<p>「厚生行政基礎調査」(旧統計法に基づく指定統計第60号を作成するための調査)、「国民健康調査」(同第68号を作成するための調査)、「保健衛生基礎調査」(承認統計調査)及び「国民生活実態調査」(承認統計調査)を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。</p> <p>《平成13年》「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化 《平成19年》「世帯票」及び「介護票」を自計報告化 《平成22年》「所得票」を自計報告化 《平成23年(簡易調査)》東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除き実施 《平成24年(簡易調査)》東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施 《平成25年》「健康票」を非密封回収化 《平成28年》平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除き実施 《平成29年(簡易調査)》平成28年熊本地震による災害への対応として講じた調査対象の地域的範囲及び報告者数の変更措置の解除</p>
調査票の構成	1 - 世帯票(大規模調査) 2 - 健康票(大規模調査) 3 - 介護票(大規模調査) 4 - 所得票(大規模調査) 5 - 貯蓄票(大規模調査) 6 - 世帯票(簡易調査) 7 - 所得票(簡易調査)
公表	インターネット及び印刷物(調査実施年の翌年7月頃)
備考	1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、報告を求める事項及び集計事項の変更
調査票 - 1	世帯票(大規模調査)
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	世帯及び世帯員
客体数/母集団数	【世帯】約277,000/約51,951,000、【世帯員】約716,000/約128,057,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成22年国勢調査調査区
配布・収集	調査員
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	1年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査(「6 - 世帯票(簡易調査)」を参照)を実施する。)
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬
調査事項	1. 世帯に係る事項(1)世帯員数等、(2)世帯を離れている方の状況、(3)住居の種類、(4)室数及び床面積、(5)5月中の家計支出総額等 2. 世帯員に係る事項(1)最多所得者、(2)世帯主との続柄、(3)性、(4)出生年月、(5)配偶者(夫又は妻)の有無、(6)医療保険の加入状況、(7)公的年金・恩給の受給状況、(8)乳幼児(小学校入学前)の保育状況(小学校入学前の者のみ)、(9)手助けや見守り

	の要否等（6歳以上の者のみ）（10）教育（15歳以上の者のみ）（11）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）（12）別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）（13）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）（14）1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）（15）就業開始時期（15歳以上の者のみ）（16）仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）（17）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）（18）就業希望の有無等（15歳以上の者のみ）
調査票 - 2	健康票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数 / 母集団数	【世帯】約 277,000 / 約 51,951,000、【世帯員】約 716,000 / 約 128,057,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成 22 年国勢調査調査区
配布・収集	調査員
把握時	調査実施年の 6 月の第 1 又は第 2 木曜日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	3 年
実施期間又は提出期限	調査実施年の 7 月中旬
調査事項	1．性、2．出生年月、3．入院・入所の状況、4．自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5．通院・通所の状況・傷病名、6．日常生活への影響（6歳以上の者のみ）、7．普段の活動ができなかった日数（6歳以上の者のみ）、8．健康状態（6歳以上の者のみ）、9．悩みストレスの有無・原因・相談状況（12歳以上の者のみ）、10．平均睡眠時間（12歳以上の者のみ）、11．休養充足度（12歳以上の者のみ）、12．こころの状態（12歳以上の者のみ）、13．飲酒の状況（20歳以上の者のみ）、14．喫煙の状況（20歳以上の者のみ）、15．健康のため実行している事柄（20歳以上の者のみ）、16．健診等の受診状況（20歳以上の者のみ）、17．がん検診の状況（20歳以上の者のみ）
調査票 - 3	介護票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯員
客体数 / 母集団数	約 6,000 / 約 716,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・収集	調査員
把握時	調査実施年の 6 月の第 1 又は第 2 木曜日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	3 年
実施期間又は提出期限	調査実施年の 7 月中旬
調査事項	1．調査票の回答者、2．介護が必要な者の性別と出生年月、3．要介護度の状況、4．介護が必要となった原因、5．主な介護者の介護時間、6．主な介護者以外の介護者の状況、7．家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、8．介護サービスの利用状況、9．介護サービスの費用、10．介護費用の負担力、11．介護サービスを受けていない理由、12．65歳以上の介護保険被保険者（第 1 号被保険者）における介護保険料所得段階
調査票 - 4	所得票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数 / 母集団数	【世帯】約 50,000 / 約 277,000、【世帯員】約 130,000 / 約 716,000
選定方法	無作為抽出

母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・収集	調査員
把握時	調査実施年の前年の1月1日～12月31日
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - (市・特別区及び福祉事務所設置町村) - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	1年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査(「7 - 所得票(簡易調査)」を参照)を実施する。)
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1.性、2.出生年月、3.所得の種類別金額、4.課税等の状況別金額、5.企業年金・個人年金等の掛金、6.生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)
調査票 - 5	
貯蓄票(大規模調査)	
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	世帯及び世帯員
客体数/母集団数	【世帯】約50,000/約277,000、【世帯員】約130,000/約716,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・収集	調査員
把握時	調査実施年の6月末日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - (市・特別区及び福祉事務所設置町村) - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1.貯蓄現在高、2.貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3.借入金残高
調査票 - 6	
世帯票(簡易調査)	
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	世帯及び世帯員
客体数/母集団数	【世帯】約55,000/約53,403,000、【世帯員】約138,000/約127,110,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国勢調査調査区
配布・収集	調査員
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	1年(3年ごとに大規模調査(「1 - 世帯票(大規模調査)」を参照)を実施し、中間年に簡易調査を実施する。)
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬
調査事項	1.世帯に係る事項(1)世帯員数等、(2)5月中の家計支出総額 2.世帯員に係る事項(1)最多所得者、(2)世帯主との続柄、(3)性、(4)出生年月、(5)配偶者(夫又は妻)の有無、(6)医療保険の加入状況、(7)傷病の状況、(8)公的年金・恩給の受給状況、(9)教育(15歳以上の者のみ)、(10)公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)、(11)5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)、(12)勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)
調査票 - 7	
所得票(簡易調査)	
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	世帯及び世帯員

客体数 / 母集団数	【世帯】約 13,000 / 約 55,000、【世帯員】約 31,000 / 約 138,000
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	「6 - 世帯票 (簡易調査)」の対象地区
配 布 ・ 取 集	調査員
把 握 時 間	調査実施年の前年の1月1日～12月31日
調 査 組 織	厚生労働省 - 都道府県 - (市・特別区及び福祉事務所設置町村) - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調 査 周 期	1年(3年ごとに大規模調査(「4 - 所得票(大規模調査)」を参照)を実施し、中間年に簡易調査を実施する。)
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調 査 事 項	1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査名】	賃金構造基本統計調査
承認年月日	平成29年12月20日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
目的	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和23年以降、毎年実施され、33年からは旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計である「賃金構造統計」（指定統計第94号）を作成するための調査として実施されてきたものである。</p> <p>なお、昭和33年から35年までの3回にわたり「賃金構造基本調査」として実施され、36年には名称を「賃金実態総合調査」に変更したが、39年以降は現在の調査の名称に改め、実施されている。</p> <p>その後、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（賃金構造基本統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられたものである。</p>
調査票の構成	1 - 事業所票 2 - 個人票
公表	インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年3月、詳細：調査実施年の翌年6月）
備考	<p>1．今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認</p> <p>2．主な承認内容は、調査事項及び報告者数の変更等</p>
調査票 - 1	事業所票
対象範囲（地域）	全国（ただし、一部島しょ部を除く。）
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所</p> <p>1．常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に属する事業所に限る。） 2．常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）</p>
客体数 / 母集団数	約8万 / 約140万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベースによる事業所名簿
配布・収集	職員・調査員
把握時	毎年6月30日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県労働局 - 労働基準監督署 - 調査員 - 報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月1日～7月31日
調査事項	1．事業所の名称及び所在地、2．主要な生産品の名称又は事業の内容、3．事業所の雇用形態別労働者数、4．企業全体の常用労働者数、5．新規卒者の初任給額及び採用人員
調査票 - 2	個人票
対象範囲（地域）	全国（ただし、一部島しょ部を除く。）
対象範囲（属性）	事業所票の調査対象事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規

	定による船員を除く。)
客体数 / 母集団数	約 170 万 / 約 4200 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所票の調査対象事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定
配 布 ・ 取 集	職員・調査員
把 握 時	毎年 6 月 30 日現在
調 査 組 織	厚生労働省 - 都道府県労働局 - 労働基準監督署 - 調査員 - 報告者
調 査 周 期	1 年
実施期間又は提出期限	毎年 7 月 1 日 ~ 7 月 31 日
調 査 事 項	1 . 労働者の番号又は氏名、 2 . 性、 3 . 雇用形態、 4 . 就業形態、 5 . 最終学歴、 6 . 年齢、 7 . 勤続年数、 8 . 労働者の種類、 9 . 役職又は職種、 10 . 経験年数、 11 . 実労働日数、 12 . 所定内実労働時間数、 13 . 超過実労働時間数、 14 . きまって支給する現金給与額、 15 . 超過労働給与額、 16 . 通勤手当、 17 . 精皆勤手当、 18 . 家族手当、 19 . 昨年 1 年間の賞与、 期末手当 等特別給与額

【調査名】	法人土地・建物基本調査
承認年月日	平成29年12月27日
実施機関	国土交通省土地・建設産業局企画課
目的	我が国の法人における土地・建物の所有状況、利用状況及び取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的とする。
沿革	平成5年に「土地基本調査法人調査」の名称で、旧統計報告調整法(昭和27年法律第148号)に基づく統計報告の徴集(いわゆる承認統計調査)として実施され、その後、平成10年に「法人土地基本調査」と改称した上で、旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査として実施された。 その後、企業における不動産ストック(土地及び建物)を一体的に把握するという観点から、統計報告の徴集として別途実施されていた「法人建物調査」を統合する形で、平成25年に「法人土地・建物基本調査」に再編された。
調査票の構成	1 - 【調査票A】 2 - 【調査票B】 3 - 【調査票C】
公表	インターネット及び印刷物(速報:平成31年9月末、確報:平成32年9月末)
備考	1. 今回の承認は、平成30年度以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、調査票の構成の見直し(従前の調査票Aを調査票A及び調査票Bに分割。従前の調査票Bを調査票Cに変更)、調査事項の見直し(調査事項の新設、選択肢の見直し)等
調査票 - 1	【調査票A】
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	日本国内に本所・本社・本店を有する法人(国及び地方公共団体を除く。)
客体数/母集団数	約490,000/約2,000,000
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース、土地動態調査、農林業センサス及び行政記録情報
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成30年1月1日現在(一部の項目については、平成29年1年間(1~12月)の実績)
調査組織	1. 会社法人:国土交通省-民間事業者-報告 2. 会社以外の法人(国所管以外のもの):(配布)国土交通省-民間事業者-報告者、(回収)報告者-都道府県-民間事業者-国土交通省
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年7月上旬~9月上旬
調査事項	1. 法人の概況(名称、所在地、組織形態、業種、常用雇用者数等) 2. 法人における土地・建物の所有状況(土地・建物の所有の有無、うち本所・本社・本店の敷地所有状況) 3. 法人が所有する土地の状況(土地ごとの所在地、土地面積等) 4. 法人が所有する建物の状況(建物ごとの所在地、延べ床面積等)
調査票 - 2	【調査票B】
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	日本標準産業分類に掲げる中分類「33-電気業」、「34-ガス業」、「37-通信業」(小分類「371-固定電気通信業」及び「372-移動電気通信業」に限る。),「38-放送業」及び「44-鉄道業」を営む法人、道路法(昭和27年法律第180号)で規定される自動車専用道路を所有している法人並びに土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき設立された土地改良区のうち水路を所有している法人
客体数/母集団数	約5,000

選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	事業所母集団データベース、土地動態調査及び行政記録情報
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	平成 30 年 1 月 1 日現在（一部の項目については、平成 29 年 1 年間（1～12 月）の実績）
調 査 組 織	1．会社法人及び会社以外の法人（国所管のもの）：国土交通省 - 民間事業者 - 報告 2．会社以外の法人（国所管以外のもの）：（配布）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者、 （回収）報告者 - 都道府県 - 民間事業者 - 国土交通省
調 査 周 期	5 年
実施期間又は提出期限	平成 30 年 7 月上旬～ 9 月上旬
調 査 事 項	特殊な用途の土地に係る土地ごとの所在地、用途、件数、土地面積
調 査 票 - 3	【調査票 C】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	資本金 1 億円以上の会社法人
客 体 数 / 母 集 団 数	約 30,000
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	事業所母集団データベース、土地動態調査、農林業センサス及び行政記録情報
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	平成 30 年 1 月 1 日現在（一部の項目については、平成 29 年 1 年間（1～12 月）の実績）
調 査 組 織	国土交通省 - 民間事業者 - 報告
調 査 周 期	5 年
実施期間又は提出期限	平成 30 年 7 月上旬～ 9 月上旬
調 査 事 項	1．土地の取得及び売却等の有無、2．取得及び売却等した土地の状況（面積、帳簿価格、売買区画数）、3．都道府県ごとの取得及び売却等した土地の状況（都道府県、面積、帳簿価格、売買区画数）

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (収集)		調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
地域児童福祉事業等調査	平成29年12月15日	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	11	1,741市区町村 9,300施設 1,420事業者 115機関	全数	郵送 オンライン	郵送 オンライン	3年 1年	調査実施年の9月中旬～11月中旬 8月下旬～10月上旬 9月下旬～12月中旬 (ただし、平成29年調査においては、平成29年12月中旬～平成30年1月下旬)	
生産者の米穀在庫等調査	平成29年12月15日	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課	生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給の安定を図る観点から、食料行政を円滑に遂行する等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。	全国	2	3,079経営体	無作為抽出	調査員 郵送	調査員 郵送 オンライン	1年	毎年6月上旬～6月中旬 毎年7月上旬～7月中旬	
化学物質排出把握管理促進法施行状況調査	平成29年12月15日	経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室	化学物質排出把握管理促進法(正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)。以下「化管法」という。)第5条第2項に基づく化学物質排出移動量届出制度及び第14条第1項に基づく安全データシート制度等に関する関係事業者の実態を把握し、平成30年度に行う予定である化管法の見直し検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	10,000事業者 15,000事業所 5,000事業者	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	郵送 オンライン	1回限り	平成29年6月上旬～7月上旬	公表期日の延期に伴い申請されたもの
農業の6次産業化の取組に関するアンケート調査	平成29年12月20日	総務省行政評価局評価監視官(農林水産、防衛担当)室	総務省が現在実施している「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」の一環として、農業(農業生産)に係る6次産業化の事業を行っている農業者等及び当該事業を行っていない農業者等について、それぞれ以下の点を把握し、明らかにすることを主な目的とし、当該把握結果を本政策評価における評価・分析に活用して、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。 (1)6次産業化の事業を行っている農業者等については、事業実施による効果(事業者ごとの利益及び雇用量の変化の状況等)及び事業を実施する上で直面した課題への対応方法並びに必要としている行政機関等による支援の内容を把握し、明らかにする。 (2)6次産業化の事業を行っていない農業者等については、事業実施の意向があるにもかかわらず、実施に至っていない者が抱える課題や必要としている行政機関等の支援の内容を把握し、明らかにする。	全国	5	8,870事業者	全数 無作為抽出	郵送	郵送 オンライン	1回限り	平成30年2月1日～2月23日	
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	平成29年12月20日	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室 厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室	21世紀の初年に出生した子供の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、子供や若者を取り巻く環境が、その後の進路選択等に与える影響を明らかにし、教育及び就業に関する国の諸施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	64,000人	全数	郵送	郵送	1年	毎年1月7日～2月10日 毎年7月7日～8月10日	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (収集)		調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査	平成29年12月21日	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)を踏まえた市区町村と容器包装リサイクル法第2条第11項から第13項までに規定する特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者の役割分担・費用分担等を議論するに当たり必要となる市区町村における容器包装廃棄物の分別収集・選別保管費用の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	1,741市区町村	全数	オンライン	オンライン	3年	平成29年12月下旬 ～平成30年1月下旬	
地域特産野菜生産状況調査	平成29年12月26日	農林水産省生産局園芸作物課	各都道府県において生産される多様な野菜について、品目、作付面積、収穫量、出荷量等の推移を明らかにし、産地の育成、消費ニーズを踏まえた野菜の安定供給、産地の状況に応じたきめ細かな野菜行政を推進していくとともに、消費者や生産者への情報提供等を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	1,100組合	全数	オンライン	オンライン	2年	調査実施年の10月上旬～12月下旬(ただし、平成28年産調査においては、平成30年1月中旬～4月中旬)	
情報通信業基本調査	平成29年12月27日	総務省情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室 経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室	日本標準産業分類大分類G「情報通信業」に属する企業の活動の実態を明らかにし、情報通信業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	6	11,300企業	全数	郵送	郵送 オンライン	1年	毎年6月16日～8月15日	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	物流に関する交通需要マネジメント関連調査	平成29年12月4日	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部施設整備第一課	東京2020大会の開催に当たり、物流に焦点を当て、大会輸送による影響の可能性を把握し、物流の観点から実現可能性の高い交通需要マネジメント施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	【港区】北青山、元赤坂、港南、台場【新宿区】信濃町、大京町、南元町、霞ヶ丘町【渋谷区】神宮前、千駄ヶ谷【中央区】晴海【江東区】有明、東雲、新木場、辰巳、豊洲、青海、若洲、夢の島【品川区】東品川、八潮、東八潮【江戸川区】臨海町【境界未定地域】※中央防波堤分	1	100事業所	無作為抽出	調査員 郵送	1回限り	平成29年12月15日～ 平成30年1月31日
	重症心身障害児(者)及びその介護者に関する実態調査	平成29年12月4日	広島県健康福祉局 障害者支援課	広島県内に居住する重症心身障害児(者)とその介護者の生活状況やニーズなどを把握し、今後の障害者福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	広島県全域	1	1,842人	全数	郵送	1回限り	平成29年9月12日～ 10月3日
	新潟県産業廃棄物排出者意識調査	平成29年12月6日	新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課	新潟県における現行の産業廃棄物処理業者優良化に関する施策の認知度や、優良産業廃棄物処理業者の利用に関する産業廃棄物排出者の意向等を調査し、産業廃棄物処理業者の優良化促進等の施策策定のための基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	3	700事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年1月10日～ 2月10日
	鳥取県太陽光発電保守点検アンケート	平成29年12月8日	鳥取県生活環境部 環境立県推進課	鳥取県民の太陽光発電設備管理における今後の支援のあり方を検討するため、県がこれまで太陽光発電設備の設置を支援してきた者を対象に、設備の保守点検に関する現状、意識、意向等に係る調査を行うことを目的とする。	鳥取県全域	1	1,200世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年1月10日
	熊本市電延伸に関する意向等調査	平成29年12月11日	熊本市都市建設局 都市政策部交通政策課	熊本市電の延伸の検討に伴い、延伸検討ルート沿線の事業所従業者の利用意向等を把握し、熊本市電の延伸の検討における基礎資料とすることを目的とする。	熊本市全域	1	300事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年1月4日～ 2月下旬
	地域で活動する住民組織に対するアンケート調査	平成29年12月13日	栃木県総合政策部 総合政策課	栃木県内のNPO法人など地域で活動する住民組織の組織形態や事業内容、今後の活動の展望などについてアンケート調査を行い、各市町に調査結果を情報提供するとともに、連携が想定される住民組織を把握し、今後の事業検討に当たっての基礎資料を得ることを目的とする。	栃木県全域	1	700団体	有意抽出	郵送	1回限り	平成30年1月上旬～ 1月下旬
	東京都区部における機械系ものづくり人材に関する職業能力開発ニーズ調査	平成29年12月14日	東京都産業労働局 雇用就業部能力開発課	東京都区部の機械系製造業におけるものづくり人材について調査し、企業ニーズを反映させた職業訓練科目を開発するための基礎資料とすることを目的とする。	東京都23区 全域	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年1月29日～ 2月14日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	「子どもの読書活動」に関するアンケート	平成29年12月18日	北九州市教育委員会事務局総務部企画調整課	北九州市在住の子どもとその保護者に対し、家庭における読書活動の状況や保護者の意識に関するアンケート調査を行い、「新・北九州市子ども読書プラン」実施状況測定のための参考資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	3,492組	有意抽出	郵送 学校で配布・回収	1回限り	平成30年1月22日～ 1月29日
	高等学校歯科保健状況調査	平成29年12月28日	埼玉県教育局県立学校部保健体育課	埼玉県内公立の高等学校の歯科保健に関する生徒の意識や実態を把握し、生徒の自立的健康づくりの一助とするための実態調査を行うことを目的とする。	埼玉県全域	2	200校 19,000人	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年10月25日～ 12月25日
(2) 変更	食品の海外輸出に関する実態調査	平成29年12月11日	福井県農林水産部食料産業振興課	福井県内の食関連企業の輸出への関心や実態を把握するための基礎資料とすることを目的とする。	福井県全域	1	740企業	全数	郵送	1年	毎年1月下旬
	新潟市景況調査	平成29年12月11日	新潟市経済部産業政策課	新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討する上での基礎資料とすることを目的とする。	新潟市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	半年	上期:1月中旬～ 1月下旬 下期:7月中旬～ 7月下旬
	県民生活基本調査	平成29年12月13日	岩手県政策地域部調査統計課	岩手県民の生活や行動に関し、その実態や質的变化を把握し、調査結果を今後の政策評価や政策評価を踏まえた施策の企画・立案等に活用することを目的とする。	岩手県全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	2年	平成29年1月中旬～ 2月中旬
	高知県内水面漁業漁獲統計調査	平成29年12月13日	高知県水産振興部漁業振興課	高知県における内水面漁業の魚種別漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とすることを目的とする。	高知県全域	1	20組合	有意抽出	郵送	1年	毎年2月末～3月末
	神戸市内景況・雇用動向調査	平成29年12月19日	神戸市経済観光局経済部経済政策課	本調査によって、具体的施策や事業について意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とすることを目的とする。	神戸市全域	1	1,000企業	有意抽出	郵送	半年	平成30年1月17日～ 2月2日
	大阪府工業指数作成のための生産動態調査	平成29年12月22日	大阪府総務部統計課	大阪府における工業生産の状況を把握し、府工業指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	16事業所・機関	有意抽出	郵送 電子メール FAX 電話	毎月	翌月末日
	市民アンケート	平成29年12月22日	北九州市総務局行政経営部行政経営課	北九州市は、基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランを着実に推進するため、行政評価を導入し、PDCAサイクルによる事業管理を行っている。行政評価においての、施策や事業の成果指標を設定するための、成果の検証を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月初旬～ 2月下旬
	県民経済計算基礎調査	平成29年12月28日	新潟県総務管理部統計課	新潟県の経済の規模や成長率、県内の産業構造などを把握し、地域経済の総合指標としてまとめる新潟県県民経済計算及び新潟市市民経済計算の推計に使用するための基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	7	165団体	全数	郵送	1年	毎年1月下旬～ 3月上旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。